

平成29年度第5回伊丹市行政不服審査会 会議録

1 日 時	平成30年1月22日（月）午後3時00分～5時30分
2 場 所	伊丹市立総合教育センター3階会議室
3 出席委員	阿部会長、石橋委員、角松委員（議事(1)の審議から出席）
4 事務局	森田法務室長、平井法務管理課長、他職員1名
5 傍聴者	なし（伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8号に基づき議事(1)及び(2)については非公開）
6 議事の概要	<p>(1) 平成29年度諮問第3号案件について</p> <p>諮問第3号案件（道路台帳の閲覧を行わせなかった処分に対する審査請求）について、本案件は、審査請求人より行政不服審査法第75条に基づく意見の陳述の申立てがなされていることから、意見陳述が行われた。その後、提出されている書面と意見陳述の内容を踏まえ、審議が行われた。審議は次回へ継続することになった。</p> <p>（本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。）</p> <p>(2) 平成29年度諮問第4号、第5号、第6号案件</p> <p>審議に先立ち、伊丹市行政不服審査会運営要領第4条に基づき、除外に該当する委員の有無の確認が行われたが、該当する委員はいなかった。</p> <p>次に、事務局から平成29年度諮問第4号、第5号、第6号案件（平成29年度国民健康保険税納税通知による税額決定処分に対する審査請求）について説明があった後、審議が行われた。審議は次回へ継続することとし、答申できるところまで審議を進める予定とした。</p> <p>（本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。）</p> <p>(3) 行政不服審査法第43条第1項第5号の運用</p> <p>事務局から、国民健康保険税額決定処分に関する審査請求に係る行政不服審査法第43条第1項第5号の運用（資料）について説明。審議の結果、諮問を要しない審査請求の条件として掲げるもののうち、「算定の根拠となる条例の決定に瑕疵がないこと」を削除するほかは、原</p>

	<p>案のとおり決定し、市のホームページに掲載することとした。</p> <p>(主な協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を要しない審査請求の条件の一つとして「法律上の争いのない」ことを掲げる場合、「算定の根拠となる条例の決定に瑕疵がないこと」というのは、法律上の争いに含まれるという観点から、不要である。 ・ 行政不服審査法第43条第1項第5号に該当するものを市のホームページに掲載することで、市の行政不服審査制度の透明性は高まる。
7 その他	<p>次回審査会は、平成30年2月26日午後6時から開催することとした。</p>

平成29年度第5回伊丹市行政不服審査会会議録として確認します。

議事録署名人 平成30年2月26日

議事録署名人 平成30年2月26日
